



平成 24 年 2 月 10 日

各 位

会社名 株式会社 家 族 亭  
代表者名 代表取締役社長 乾 光宏  
(JASDAQ・コード9931)  
問合せ先  
役職・氏名 執行役員経理部長 関口 弘一  
電話番号 06-6227-6030

## 決算期変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 2 月 10 日開催の取締役会において、平成 24 年 3 月 27 日開催予定の第 61 期定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、下記のとおり、決算期の変更を決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 決算期変更の内容

現 在：1 月 1 日より 12 月 31 日まで

変更後：4 月 1 日より翌年 3 月 31 日まで

なお、決算期の変更に伴い移行期間となる第 62 期事業年度は、平成 24 年 1 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの 15 ヶ月間となります。

#### 2. 変更の理由

当社の事業年度は、「毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日まで」としてしておりますが、親会社であるエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社の事業年度と統一し、今後の経営計画の策定及び予算、業績管理等事業運営の効率化とグループ一体経営の推進を図るため、これを「毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで」に変更いたします。定款の一部変更につきましては、事業年度の変更に伴い、現行定款第 15 条（定時株主総会の基準日）、第 37 条（事業年度）、第 38 条（期末配当および基準日）、第 39 条（中間配当および基準日）につき所要の変更を行うものであります。また、事業年度の変更に伴う経過の措置として新たに附則を設けることといたします。

#### 3. 今後の見通し

平成 24 年 2 月 10 日に公表いたしました「業績予想の修正に関するお知らせ」を参照下さい。

#### 4. 配当金について

平成 25 年 3 月期の配当金については、中間配当は平成 24 年 6 月 30 日を基準日として 5 円、期末配当については平成 25 年 3 月 31 日を基準日として 5 円、通期配当金 10 円を予定しておりますが明確になり次第開示いたします。

5. 定款変更の内容（下線部分は、変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第15条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、 毎年<u>12</u>月31日とする。</p>	<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第15条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、 毎年<u>3</u>月31日とする。</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する 事業年度のうち最終のものに関する定時株主 総会の終結の時までとする。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>(事業年度)</p> <p>第37条 当社の事業年度は、毎年<u>1</u>月1日から<u>12</u> 月31日までの1年とする。</p>	<p>(事業年度)</p> <p>第37条 当社の事業年度は、毎年<u>4</u>月1日から<u>翌年</u> <u>3</u>月31日までの1年とする。</p>
<p>(期末配当および基準日)</p> <p>第38条 当社は、毎年<u>12</u>月31日を基準日として、 定時株主総会の決議をもって、株主または登 録株式質権者に対し、期末配当金として剰余 金の配当を行う。</p>	<p>(期末配当および基準日)</p> <p>第38条 当社は、毎年<u>3</u>月31日を基準日として、 定時株主総会の決議をもって、株主または登 録株式質権者に対し、期末配当金として剰余 金の配当を行う。</p>
<p>(中間配当および基準日)</p> <p>第39条 当社は、毎年<u>6</u>月30日を基準日として、 取締役会の決議をもって、株主または登録株 式質権者に対し、中間配当金として剰余金の 配当を行うことができる。</p>	<p>(中間配当および基準日)</p> <p>第39条 当社は、毎年<u>9</u>月30日を基準日として、 取締役会の決議をもって、株主または登録株 式質権者に対し、中間配当金として剰余金の 配当を行うことができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則</p> <p><u>第1条 第15条（定時株主総会の基準日）および第</u> <u>38条（期末配当および基準日）の規定の変</u> <u>更は、平成24年4月1日からその効力を生</u> <u>じる。</u> <u>なお、本条は、効力発生日後にこれを削除す</u> <u>る。</u></p> <p><u>第2条 第22条（取締役の任期）の規定にかかわら</u> <u>ず、平成24年3月の定時株主総会で選任さ</u> <u>れた取締役の任期は、平成25年3月31日</u> <u>に終了する第62期事業年度に関する定時株</u> <u>主総会の終結の時までとする。</u> <u>なお、本条は、第62期事業年度に関する</u></p>

現行定款	変更案
	<p><u>定時株主総会の終結の時にこれを削除する。</u></p> <p><u>第 3 条 第 3 7 条（事業年度）の規定にかかわらず、</u>  <u>第 6 2 期事業年度は、平成 2 4 年 1 月 1 日か</u>  <u>ら平成 2 5 年 3 月 3 1 日までの 1 5 ヶ月間と</u>  <u>する。</u></p> <p><u>なお、本条は、第 6 2 期事業年度終了後に、</u>  <u>これを削除する。</u></p> <p><u>第 4 条 第 3 9 条（中間配当および基準日）の規定の</u>  <u>変更は、平成 2 4 年 1 0 月 1 日からその効力</u>  <u>を生じる。</u></p> <p><u>なお、本条は、効力発生日後にこれを削除す</u>  <u>る。</u></p> <p><u>第 5 条 会計監査人の任期は、平成 2 5 年 3 月 3 1 日</u>  <u>に終了する第 6 2 期事業年度に関する定時株</u>  <u>主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>なお、本条は、第 6 2 期事業年度に関する定</u>  <u>時株主総会の終結の時にこれを削除する。</u></p>

## 6. 日程

当社第 61 期定時株主総会開催日：平成 24 年 3 月 27 日

定款変更の効力発生日：同上

以 上